## 平成20年第4回定例会 提出議案の内容と審議結果

○境町ふるさとづくり寄附条例の制定について　【原案可決】

・地方税法等の一部を改正する法律により、個人住民税の寄付金税制が大幅に拡充され、「ふるさと」に貢献、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう条例を制定するものです。

○境町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について　【原案可決】

・株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

○境町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について　【原案可決】

・単身赴任手当の導入等国公準拠を図るため、条例の一部を改正するものです。

○境町税条例の一部を改正する条例案について　【原案可決】

・地方税法の一部を改正する法律が4月30日に公布、同日施行されたため県民税にかかる寄付金税額控除の対象寄付金の条例指定を行うため条例の一部を改正するものです。

○境町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について　【原案可決】

・産科医療制度が創設され平成21年1月1日から適用になり、産科医療保障制度に加入する医療機関等において分娩した場合には、従来の出産育児一時金支給額に3万円を上限として加算した額を支給することから条例の一部を改正するものです。

○境町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について　【原案可決】

・供用開始に伴い「境第3地区」「境第4地区」の使用料を定めるため条例の一部を改正するものです。

○境町道路占用料条例の一部を改正する条例案について　【原案可決】

・道路法施行令の一部の改正が施行されたため、条例の一部を改正するものです。

○茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正について　【原案可決】

・運営の円滑化を図るため、広域連合議会の議員の定数、選挙方法等を変更するとともに関係市町村の長の代表者で構成する協議組織を設置することに伴い、規約を変更するものです。

○茨城西南地方広域市町村圏事務組合規約の一部改正について　【原案可決】

・事務から運動公園の設置及び管理に関する事務を除外するため変更するものです。

○平成20年度境町一般会計補正予算（第4号）について　【原案可決】

・歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8千489万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億798万7千円とするものです。

○平成20年度境町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について　【原案可決】

・歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1千957万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億1千495万2千円とするものです。

○平成20年度境町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について　【原案可決】

・歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ43万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億5千61万3千円とするものです。

○平成20年度境町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について　【原案可決】

・歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ470万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億7千784万7千円とするものです。

○平成20年度境町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について　【原案可決】

・歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ141万9千円を追加し歳入歳出予算の総額を4億8千143万9千円とするものです。

○町道路線の認定について　【原案可決】

・境町大字長井戸水久保地内において、開発行為による道路新設に伴い、新たに路線を認定し維持管理するものです。

○坂東市外2か町公平委員会の委員の選任同意　【即日原案同意】

・坂東市逆井3902番地　秋田　功　氏

## 請願・陳情審査結果

○「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書　【原案採択】

○日本たばこ産業跡地有効利用事業の促進を求める請願　【原案不採択】

日本たばこ産業跡地有効利用プロポーザル事業調査特別委員会

当百条調査特別委員会は、昨年の6月9日に設置され、その間特別委員会を14回、協議会を4回、代表者会議を3回開催し、証人訊問や参考人招致をし、調査をしてきました。

12月第4回定例会の開会初日の9日に稲葉委員長より調査結果報告があり、これを議決し、調査報告書に意見書を添え、町に提出し半年間に亘る調査はこれをもって終結しました。

なお、議会としては、子育て支援センター及び環境整備等の完全実施を求める要望書も提出しました。

※調査結果報告の内容については、昨年の11月1日発行の「議会だより144号」に掲載させていただいたとおりであります。

### 日本たばこ産業跡地開発工事の完全実施を求める要望書

日本たばこ産業跡地売買契約締結と町の執行管理について，町当局は，プロポーザル募集要項を満たしていることや町の厳しい財政事情を理由に大型スーパーの出店を容認したため，議決と執行の議論がかみ合わないまま現在に至り，さらには住民訴訟にまで発展し行政不信を招く結果となってしまった。

今般の議会に対する日本たばこ産業跡地有効利用事業プロポーザル元審査委員５名の連署による要望書，および地元松岡町住民２６９名の連署による請願書は，議会の調査により，何れも古谷副町長が作成したことが明らかになった。

特に，請願については，日本国憲法で保障されている国民の基本的権利であり，行政執行責任を担う町当局に議会に対する請願権がないことを知りながら行った行為は，町長および副町長ともども辞職勧告に値するものであり猛省を促すものである。

今後，町当局は，境町日本たばこ産業跡地有効利用事業プロポーザル事業の基本方針を尊重し，境町とウエルシア関東(株)とで平成１９年２月２６日に締結した土地売買契約書を遵守し，地元住民の要望に応えるべく執行機関としての義務及び説明責任を明確にし，決断力と実行力をもって下記事項を完全実施するようここに要望する。

記

1子育て支援センター構想事業

2ＪＴ跡地全体の環境整備

平成２０年１２月２６日

境町長　野村　康雄　様

境町議会

### 日本たばこ産業跡地有効利用プロポーザル事業調査結果に関する意見書

日本たばこ産業跡地売買契約締結と町の執行管理について，議会は日本たばこ産業跡地有効利用プロポーザル事業調査特別委員会を設置し，地方自治法第９６条第１項，同法第１３８条の２及び境町財務規則第９８条等の法令に照らしながら，証人や参考人を招致し厳密な調査を行った。

しかし，町執行部は，プロポーザル案の要項を満たしていることや町の財政事情を総合的に勘案し，プロポーザルには無い大型スーパー出店の建設計画を容認してしまった。このため議決と執行の議論がかみ合わないまま今日まで時間を要してきた。

議会は勿論のこと住民や陳情者に至るまで基本方針の堅持を公約してきたのに最後に方針を変更したことは，行政不信を招く結果となり住民から訴訟を起こされる結果となってしまった。この一連の行政執行については，議会と町当局の関係を根底から揺るがす問題であり，住民の不安に応えるために調査を行ってきた結果、ウエルシア関東 株 との土地売却時の契約書に問題があると判断をした。しかし，議決をしているため，議会も責任を痛感している。

なお，議会として法令等の違反を指摘し善処策を当局に勧告すべきであるが，既にショッピングセンター建設が急速に進んでいる状態に鑑み，更なる混乱を避けるため住民訴訟による裁判所の判断を待つことにするが，当局は結果責任を負うことは当然である。

今回の問題は，町執行部のリーダーシップと調整力に問題があり今後においては，議会と町民に対し各政策において説明責任を果たすとともに，決断力と実行力をもって行政不信の払拭に全力をあげ関係法令の遵守のもとに，住民の視点に立った新たな町づくりに邁進することを強く求める。

平成２０年１２月９日

境町長　野村　康雄　様

境町議会